令和８年度

鳥取県介護支援専門員
実務研修受講試験

受　験　案　内

試験日：令和８年１０月１１日（日）

受　付　期　間

令和８年６月１日(月)から６月３０日(火)まで

【郵送の場合】　期間中消印有効

【持参の場合】　土曜日、日曜日、祝日を除く
午前９時から午後５時まで

【受験申込書の提出先・問合せ先】

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会　福祉人材部
住　　所：〒689-0201　鳥取市伏野１７２９－５
電　　話：０８５７－５９－６３３６

令和８年度鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験受験案内

目　　次

１　目的 …… １

２　日程及び会場 …… １

３　対象者 …… ２

（１）　受験地

（２）　実務経験

①　実務経験の確認方法

②　実務経験証明書の発行が困難な場合

③　実務経験期間算定の考え方

（３）　受験対象者についての留意点

４　試験内容及び出題範囲 …… ３

５　出題方式、出題数等 …… ３

６　身体障がい者等に対する特別措置 …… ４

７　受験手続 …… ４

（１）　提出書類

（２）　受験手数料及び納付方法

（３）　受験申込書の提出方法

８　合否通知 …… ７

９　受験申込み後の注意事項 …… ７

10　受験上の留意事項 …… ７

11　合格の取消し …… ７

12　介護支援専門員実務研修 …… ７

別表１：相談援助業務に従事する者の範囲【平成27年度より適用】…… ８

別表２：介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲 …… ９

別表３：身体障がい者等に対する受験特別措置について …… １９

提出書類チェック票 …… ２２

受験申込書記入上の注意事項 …… ２３

記入例１〔様式１の記入例〕：令和８年度鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書…… ２４

様式１：令和８年度鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書…… ２５

記入例２〔様式２の記入例〕：写真票…… ２６

様式２：写真票…… ２７

実務経験証明書　記入上の注意…… ２８

記入例３〔様式３の記入例〕：実務経験証明書 …… ２９

様式３：実務経験証明書…… ３０

様式４：令和８年度鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書　記載事項変更届…… ３１

★試験に関するＱ＆Ａ …… ３２

１　目的

介護支援専門員実務研修受講試験は、介護支援専門員の業務に関し、次に掲げる基礎的知識及び技術を有することの確認を目的とするものです。（介護保険法施行規則（平成１１年３月３１日厚生省令第３６号））

（１）　介護保険制度に関する基礎的知識
（２）　要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術
（３）　居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術
（４）　保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

２　日程及び会場

試 験 日	令和８年１０月１１日（日）　午前１０時開始	
試験会場	東部	鳥取県立福祉人材研修センター （鳥取市伏野 1729-5）
	中部	倉吉体育文化会館 （倉吉市山根 529-2）
	西部	国際ファミリープラザ （米子市加茂町 2-180）

（注）（１）試験日・会場

①　試験日は、令和８年１０月１１日（日）のみです。

②　試験会場は、感染症の感染状況や受験者多数等の場合、変更（試験会場の追加等）をすることがあります。**受験票（受験申込後、鳥取県社会福祉協議会から送付）に記載された試験会場をご確認ください。指定された試験会場を変更することはできません。**

③　試験会場付近には、十分な駐車スペースがありません。なるべく、バス、鉄道等公共交通機関を利用してください。やむを得ず車を利用される場合も乗り合わせ等によるご協力をお願いします。

（２）試験時間

①　試験開始時刻は、午前１０時です。

②　試験時間は、正午までの１２０分が基本となりますが、身体障がい者等に対する受験特別措置等により、試験時間の延長が行われます。いずれも受験票（受験申込後、鳥取県社会福祉協議会から送付）に記載された試験時間をご確認ください。

③　身体に障がい等のある受験者が、②の試験時間の延長を受けるためには、「受験特別措置申請書」の提出が必要です。「受験特別措置申請書」は、受験申込書と併せて提出してください。

３　対象者

受験対象者は、下表①及び②の期間が通算して５年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が９００日以上である者（※平成２７年度より改正）

①　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）精神保健福祉士 **<u>※上記の資格を取得後、当該資格に係る業務に従事した期間</u>**
②　相談援助業務に従事する者（Ｐ８の別表１に定める者）が当該業務に従事した期間

（注）要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。従って、当該資格を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は、実務経験期間に含まれません。

（１）　受験地

受験申込み時点で、次の①又は②のいずれかに該当する者が、鳥取県で受験できます。

①　対象業務に従事している場合は、勤務地が鳥取県内であること。
②　対象業務に従事していない場合は、住所地が鳥取県内であること。

具体例

申　込　日　現　在	受験地の基準		受験地
対象業務に**従事している**場合	勤務地	鳥取県で勤務	**鳥取県**
		鳥取県以外で勤務	勤務地
対象業務に**従事していない**場合　又は **無職**の場合	住所地	鳥取県在住	**鳥取県**
		鳥取県以外で在住	住所地

※複数の勤務地がある場合は、主たる勤務地の所在する都道府県での受験となります。

（２）　実務経験

①　実務経験の確認方法

実務経験は、施設、事業所の長又は代表者が発行する実務経験証明書（**Ｐ３０の様式３**）により確認を行います。

②　実務経験証明書の発行が困難な場合

施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書により、実務経験の有無を確認します。

③　実務経験期間算定の考え方

実務経験期間は、試験日前日までに満たしていなければなりません。また、実務経験期間の日換算は、１日の勤務時間が短い場合についても、１日勤務したものとみなします。

（３） 受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という）第６９条の２に定める登録を受けることはできません。

① 成年被後見人又は被保佐人
② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
③ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
④ 登録の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
⑤ 法第６９条の３８第３項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第６９条の６第１項第１号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
⑥ 法第６９条の３９の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して５年を経過しない者
⑦ 法第６９条の３９の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して５年を経過しない者

４ 試験内容及び出題範囲

Ｐ９～１８の別表２（介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲）に示されている内容・範囲です。

５ 出題方式、出題数等

（１） 出題方式

五肢複択方式で出題します。

出題方式の例

問　県庁所在地はどれか２つ選べ。

１　仙台市
２　大宮市
３　川崎市
４　神戸市
５　北九州市

※例は、２つを選べという問題ですが、実際の問いには、３つ選べというものもありますので、解答する際には、よく問題をお読みください。

（２） 出題範囲及び出題数

区　　分	問題数
①介護支援分野 ・介護保険制度の基礎知識 ・要介護認定等の基礎知識 ・居宅・施設サービス計画の基礎知識等	２５問
②保健医療福祉サービス分野 ・保健医療サービスの知識等 ・福祉サービスの知識等	 ２０問 １５問
合　　計	６０問

（３） 採点方法

介護支援分野、保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で、別途、登録試験問題作成機関が設定する一定割合以上の正答の場合に合格となります。

６　身体障がい者等に対する特別措置

身体に障がい等のある受験者で、受験に際して配慮が必要であると受験申込書に記載された方については、障がい等の程度に応じて必要な対応（Ｐ１９～２１の別表３のとおり）を行います。

この特別措置を受けるためには、「受験特別措置申請書」の提出が必要です。「受験特別措置申請書」は、受験申込書と併せて提出してください。

７　受験手続

（１） 提出書類

受験申込みに当たっては、次の表の書類等を提出してください。

なお、平成３０年度以降に鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験を受験された方は、⑧「実務経験証明書」、⑨「法定資格を証明する書類」の提出は不要です。

また、提出書類の控え（コピー等）を手元に残しておいてください。申込者に確認する場合があります。

【提出書類】①～⑦は全員が提出してください。
⑧・⑨は平成３０年度以降の「鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験」を受験された方は提出不要です。

①受験申込書 **（様式１）**	**・所定の用紙Ｐ２５（様式１）をコピーし、使用してください。** ＜参考＞Ｐ２３受験申込書記入上の注意事項、Ｐ２４（記入例１）
②受験手数料払込受領証のコピー	・受験申込書の裏面中央に、受験手数料を払い込んだ**受領証のコピー**を貼付してください（全面のり付け）。
③住民票（原本）または住民票記載事項証明書（原本）	・申込前６か月以内に発行されたものを提出してください。 ※住所、名前、生年月日が確認できるもの。個人情報保護により、**「マイナンバー」の入った住民票は受付できません。**記載があった場合、住民票は返却し、再度提出を求めますので注意してください。
④返信用封筒	・**１１０円切手を貼った返信用定形封筒**（**長形３号**：**縦２３．５㎝、横１２．０㎝**）を準備し、現住所及び名前（宛名）を記入してください。受験票、注意事項等を送付します（※宛名は、○○**様**と記載してください）。
⑤写真票（**様式２**） **⑥写真１枚**	**・所定の用紙Ｐ２７（様式２）をコピーし、使用してください。** ・写真票に必要事項を記入し、⑥の写真（申込前６か月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景の縦４㎝、横３㎝のカラー証明写真）を、所定欄に貼付してください（全面のり付け）。
⑦提出書類チェック票	**・所定の用紙Ｐ２２をコピーし、使用してください。**
⑧実務経験証明書 **（様式３）**	**・所定の用紙Ｐ３０（様式３）をコピーし、使用してください。** ＜参考＞Ｐ２９（記入例３） **・証明書の作成は、証明権限を有する方が行ってください。** ・受験申込書の「実務経験」欄に記入した受験に必要な実務経験期間について、勤務先ごとに実務経験証明書を作成してください。 ・申込時点で実務経験期間が受験資格に満たない（試験前日までに満たす）場合は、**見込みとして証明書を提出し、令和８年１０月２２日（木）**（郵送の場合は当日消印有効）**までに改めて実務経験証明書を提出**してください。提出されなかった場合は、受験資格が満たされなかったものとして試験は無効とします。 ※原則として受験申込をする年度の様式を使用してください。
※実務経験証明者と受験者本人が同一の場合	実務経験証明者と受験者本人が同一の場合は、本人が発行した実務経験証明書に併せて、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の客観的に証明できる書類の写しを提出してください（紙質は問いません）。
法定資格を有する方が必要な書類	
⑨法定資格を証明する書類	【法定資格】医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士）、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士 ・**上記法定資格の免許証・登録証等の写し**（裏書がある場合は、裏面も複写する。紙質は問いません）**を提出してください。合格証書は認められません。** ・写しの大きさは、できる限りＡ４版（受験申込書と同じ大きさ）としてください。 **・氏名変更、再発行等の手続き中の場合は、手続き中であることを証明する書類（申請書の控えなど）を添付してください。なお、取得後は速やかに当該書類を提出してください。**
※戸籍抄本	・受験申込書と、資格証明書の氏名が異なる場合に、提出してください。 ※平成３０年度以降に鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験を受験された方で、受験時と氏名が異なる場合は提出してください。

（２） 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、８，４００円 です。（振込手数料は各自でご負担ください。）

６月３０日（火）までに郵便局備え付けの払込取扱票により、下記口座へ払い込んでください。

ＡＴＭでの払込みも可能です。

払込み後、**払込受領証のコピーを受験申込書の裏面中央に貼付してください（全面のり付け）。**

受験手数料が払い込まれていない場合は、受験申込みを受け付けることができませんのでご注意ください。原則、払い込まれた受験手数料は返金いたしません。ただし、申込書類の審査後、受験資格要件を満たしておらず、受験資格なしと判断した場合に限り、返金にかかる手数料を差し引いて返金します。返金の手続きは別途ご案内いたします。なお、所定の期日までに手続きをされなかった場合は返金いたしません。

加入者名　社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
郵便振替口座　０１３３０－１－９５７４１
＊通信欄に必ず『介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料』とご記入ください。

◎鳥取県手数料徴収条例（平成１２年鳥取県条例第３７号）に基づき、受験希望者より、試験問題作成事務手数料（１，４００円）及び試験事務手数料（７，０００円）を「受験手数料」として一括徴収します。なお、このうちの試験問題作成事務手数料については、登録試験問題作成機関（(公財）社会福祉振興・試験センター）に納付します。

払込取扱票記入例

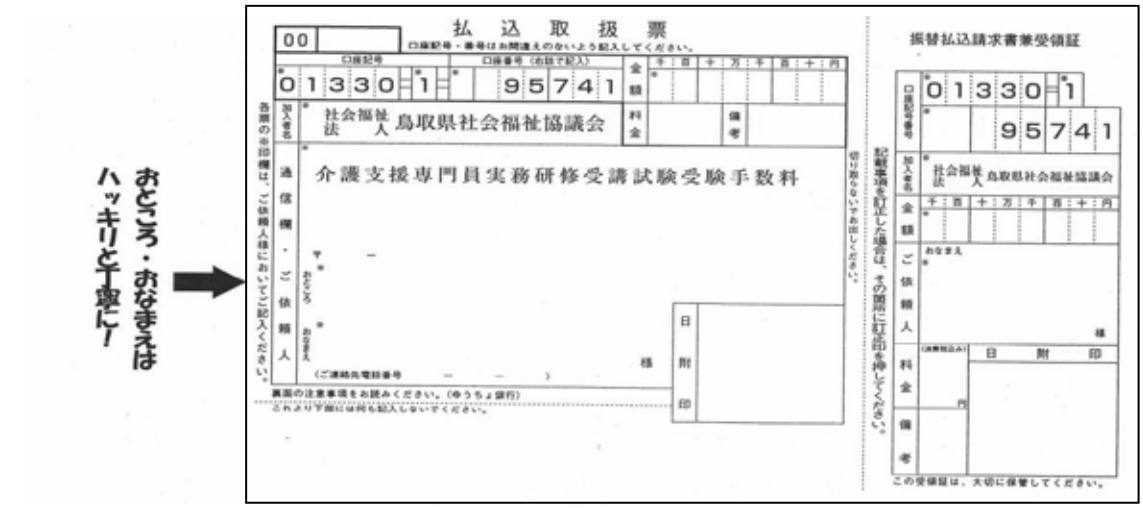

（３）受験申込書の提出方法

① 受験申込書は、令和８年６月１日(月)から６月３０日（火)までの間に、封筒に入れ（一つの封筒に一人分)、次の住所あてに郵送又は持参してください。また、ご不明な点がある場合は、同所にお問合せください。

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会　福祉人材部
住所：鳥取市伏野１７２９－５（〒６８９－０２０１）
電話：０８５７－５９－６３３６

② **郵送の場合**は、令和８年６月３０日（火）の消印のあるものまで有効とします。

申請書類等に漏れがないか確認した上、申請書類等をひとまとめにして封筒に入れ（一つの封筒に一人分)、**封筒の表に「介護支援専門員実務研修受講試験申込み」と朱書き**して、①の住所あてに**簡易書留**で送付してください。

③　**持参の場合**は、令和８年６月１日(月)から６月３０日（火)までの平日（土曜日、日曜日及び祝日は除きます）の午前９時から午後５時までに提出してください。
　申請書類等に漏れがないか確認した上、申請書類等をひとまとめにして封筒に入れ（一つの封筒に一人分）提出してください。
　なお、提出書類のその場での確認は行いません。

８　合否通知

受験者に対しては、合格、不合格を問わず、文書で結果を通知します。

合格発表　令和８年１１月２４日（火）

９　受験申込み後の注意事項

（１）　**受験票は、資格審査等の後、９月中旬頃に発送する予定です。**受験日の１０日前までに届かない場合は、お問合せください。
（２）　**受験票、合否通知、実務研修受講に関する通知等は、すべて受験申込書に記載された「現住所」に送付します。**受験申込み後、実務研修を修了するまでの間に、名前、住所等の記載事項に変更が生じた場合は､すみやかにＰ３１の様式４｢記載事項変更届｣により報告してください。

10　受験上の留意事項

（１）　受験者は、受験当日は必ず受験票を持参し、午前９時３０分（試験開始時刻の３０分前）までに受験票に記載された試験会場に到着してください。
（２）　不正な方法によって受験しようとしたり、規定に違反した者は、試験を停止し、又は合格を無効とします。
（３）　筆記用具は、ＨＢ又はＢの鉛筆を使用してください。
（４）　携帯電話やスマートフォンなどの通信機器は、電源を切ってください。また、アラーム付きの時計やスマートウォッチ等は持参しないでください。
（５）　試験会場では、試験中の電話の取次ぎはしません。
（６）　試験２日前から試験会場の建物内の下見をすることはできません。
（７）　遅刻者の入室許可は、試験開始後３０分とし、それ以降は認めません。また、退室時間は、試験開始後３０分経過以降とし、それ以前は認めません。
（８）　試験問題は持ち帰ることができます。
（９）　地震、台風、感染症の拡大等、やむを得ない事情により試験を中止(または延期)する場合があります。試験に関する情報は随時、鳥取県社会福祉協議会のホームページ（https://www.tottori-wel.or.jp）に掲載しますので、ご確認のうえ対応してください。

11　合格の取消し

合格通知後に､試験中の不正行為が判明した場合及び受験申込みに当たって虚偽又は不正の事実が判明した場合には、合格を取り消します。

12　介護支援専門員実務研修

この試験に合格された方が、合格後に介護支援専門員実務研修の全課程を修了し、登録申請手続きを行い、介護支援専門員証（有効期限付き）が交付されれば、介護支援専門員としての業務を行うことができます。介護支援専門員実務研修の受講に当たっては、別途、研修受講料が必要です。
介護支援専門員実務研修の研修期間は令和８年１２月から令和９年６月までの７か月となる予定です。
なお、本試験の合格者の個人情報を、実務研修を実施する県指定機関に提供します。この情報は当該研修の管理運営のみに利用されます。

別表１

相談援助業務に従事する者の範囲 【平成27年度より適用】

１．次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

	対象事業及び施設	対象となる職員（職種）	規定する法令・通知等
(1)	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号
(2)	介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号
(3)	介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号
(4)	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設	生活相談員	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号
(5)	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	支援相談員	指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号
(6)	介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号
(7)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する計画相談支援	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条
(8)	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項第6項に規定する障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条
(9)	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別紙（生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱）別添1（自立相談支援事業実施要領）3(2)ア

別表２

介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
一　この法律その他関係法令に関する科目	1. 基本視点	1. 介護保険制度導入の背景	1　高齢化の進展と高齢者を取り巻く状況の変化	1　長寿・高齢化の進展 2　高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加 3　介護の長期化・重度化 4　家族の介護機能の低下 5　個人の人生にとっての介護問題 6　家族にとっての介護問題 7　社会にとっての介護問題
			2　従来の制度の問題点	1　老人福祉制度 2　老人医療制度 3　制度間の不整合
			3　社会保険方式の意義	1　我が国の社会保障制度のあり方 2　給付と負担の関係の明確性 3　利用者の選択の尊重
			4　介護保険制度創設のねらい	1　介護という新たな課題への対応 2　効率的、公平な制度の創設 3　サービス利用者の立場に立った制度体系 4　民間活力の活用 5　高齢者の被保険者としての位置づけ
		2. 介護保険と介護支援サービス	—	—
	2. 介護保険制度論	1. 介護保険制度論	1　介護保険制度の目的等	1　社会保障、社会保険、介護保険の体系 2　医療保障の体系 3　高齢者の保健・医療・福祉の体系 4　介護保険制度の目的 5　保険事故と保険給付の基本的理念 6　国民の努力および義務
			2　保険者及び国、都道府県の責務等	1　保険者 2　保険者の事務 3　介護保険の会計 4　条例 5　国の責務、事務 6　都道府県の責務、事務 7　医療保険者および年金保険者の事務 8　審議会
			3　被保険者	1　被保険者の概念 2　強制適用 3　被保険者の資格要件 4　住所認定の基準 5　適用除外 6　資格取得の時期 7　資格喪失の時期 8　届出 9　住所地特例 10　被保険者証

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
			4 保険給付の手続・種類・内容	1 要介護認定および要支援認定 2 要介護認定等の手続 3 介護認定審査会 4 保険給付通則 5 保険給付の種類 6 保険給付の内容 7 介護報酬 8 支給限度額 9 現物給付 10 審査・支払い 11 利用者負担 12 保険給付の制限
			5 事業者及び施設 （人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を含む。）	1 指定居宅サービス事業者 2 指定居宅介護支援事業者 3 介護支援専門員 4 指定介護予防サービス事業者 5 指定介護予防支援事業者 6 指定地域密着型サービス事業者 7 指定地域密着型介護予防サービス事業者 8 基準該当サービスの事業者 9 離島等における相当サービスの事業者 10 介護保険施設
			6 介護保険事業計画	1 基本指針 2 老人保健福祉計画、医療計画との関係 3 市町村介護保険事業計画 4 都道府県介護保険事業支援計画
			7 保険財政	1 財政構造 2 事務費 3 その他の補助 4 第1号被保険者に係る保険料 5 介護給付費交付金および介護給付費納付金 6 第2号被保険者に係る保険料 7 支払基金の業務
			8 財政安定化基金等	1 財政安定化基金事業 2 市町村相互財政安定化事業
			9 地域支援事業	1 介護予防・日常生活支援総合事業等 2 包括的支援事業 3 その他の事業 4 財源構成
			10 介護サービス情報の公表	1 介護サービス情報の公表の内容 2 指定調査機関 3 指定情報公表センター
			11 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務	1 審査・支払い 2 給付費審査委員会 3 苦情処理等の業務 4 第三者行為求償事務 5 その他の業務
			12 審査請求	1 概説 2 審査請求ができる事項 3 介護保険審査会 4 委員 5 審理裁決を扱う合議体 6 専門調査員 7 訴訟との関係
			13 雑則	1 報告の徴収等 2 先取特権の順位 3 時効等 4 資料の提供等
			14 検討規定（附則）	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
二 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目	3. ケアマネジメント機能論	1. ケアマネジメント機能論	1 介護保険制度におけるケアマネジメント	1 介護保険におけるケアマネジメントの定義と必要性 2 介護保険におけるケアマネジメント機能の位置づけ 3 介護保険でのサービス利用手続きの全体構造と介護支援サービス
			2 ケアマネジメントの基本的理念、意義等	1 要介護者等とその世帯の主体性尊重の仕組み 2 自立支援、多様な生活を支えるサービスの視点 3 家族(介護者)への支援の必要性 4 保健・医療・福祉サービスを統合したサービス調整の視点 5 サービスの展開におけるチームアプローチの視点 6 適切なサービス利用(効果性、効率性)の視点 7 保健・医療・福祉サービス(保険給付サービス等)とインフォーマルサポートを統合する社会資源調整の視点
			3 介護支援専門員の基本姿勢	—
			4 介護支援専門員の役割・機能	1 利用者本位の徹底 2 チームアプローチの実施—総合的判断と協働 3 居宅サービス計画に基づくサービス実施状況のモニタリングと計画の修正 4 サービス実施体制におけるマネジメントの情報提供と秘密保持 5 信頼関係の構築 6 社会資源の開発
			5 ケアマネジメントの記録	—
		2. 介護支援サービス方法論	1 居宅介護支援サービスの開始過程	—
			2 居宅サービス計画作成のための課題分析	—
			3 居宅サービス計画作成指針	—
			4 モニタリングおよび居宅サービス計画での再課題分析	—
		3. 介護予防支援サービス方法論	1 介護予防支援サービスの開始過程	—
			2 介護予防サービス計画作成のための課題分析	—
			3 介護予防サービス計画作成指針	—
			4 モニタリングおよび介護予防サービス計画での再課題分析	—
		4. 施設介護支援サービス方法論	1 施設介護支援サービスの開始過程	—
			2 施設サービス計画作成のための課題分析	—
			3 施設サービス計画作成指針	—
			4 モニタリングおよび施設サービス計画での再課題分析	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
三　介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4. 高齢者支援展開論（高齢者介護総論）	1. 総論Ⅰ　医学編	1　高齢者の身体的・精神的な特徴と高齢期に多い疾病及び障害	1　高齢者の身体的・精神的・心理的特徴 2　高齢者に起りやすい疾病および障害の特徴 3　高齢者に多くみられる各種の疾患
			2　バイタルサインの正確な観察・測定、解釈・分析	1　全身の観察とバイタルサイン 2　バイタルサインの正しい観察・測定方法とポイント
			3　検査の意義およびその結果の把握、患者指導	1　検査値の変動について 2　検査各論
			4　介護技術の展開	1　身体介護と家事援助の関連 2　食事の介護 3　排泄および失禁の介護 4　褥瘡への対応 5　睡眠の介護 6　清潔の介護 7　口腔のケア
			5　ケアにおけるリハビリテーション	1　リハビリテーションの考え方 2　リハビリテーションの基礎知識 3　リハビリテーションの実際（訓練と援助の実際）
			6　認知症高齢者の介護	1　老人性認知症の特徴、病態 2　認知症高齢者・家族への援助と介護支援サービス
			7　精神に障害のある場合の介護	1　高齢者の精神障害 2　精神に障害のある高齢者の介護
			8　医学的診断・治療内容・予後の理解	1　医学的診断の理解 2　治療内容の理解 3　予後の理解
			9　現状の医学的問題、起こりうる合併症、医師、歯科医師への連絡・情報交換	1　現状の医学的問題のとらえ方 2　起こりうる合併症の理解 3　医師、歯科医師への連絡・情報交換
			10　栄養・食生活からの支援・介護	1　人間らしい栄養・食生活とは 2　栄養・食生活からの介護の手順 3　望ましい栄養・食生活をめざして提示されている食生活指針等
			11　呼吸管理、その他の在宅医療管理	1　呼吸管理の考え方 2　その他の在宅医療管理
			12　感染症の予防	1　感染症の種類と特徴 2　起りやすい感染症の予防と看護・介護
			13　医療器具を装着している場合の留意点	1　在宅酸素療法（HOT） 2　気管内挿管 3　人工呼吸器 4　腹膜透析 5　在宅中心静脈栄養法 6　内視鏡的胃瘻増設術（PEG） 7　ペースメーカー
			14　急変時の対応	1　高齢者救急疾患の病態上の特徴 2　主な急変時の対応 3　在宅看護・介護で遭遇しやすい急変

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
			15 健康増進・疾病障害の予防	1 基本理念 2 生活習慣病の予防 3 がん 4 循環器疾患 5 糖尿病 6 骨粗しょう症 7 21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）
		2. 総論Ⅱ 福祉編	1 基礎相談・面接技術	1 基本姿勢 2 コミュニケーションの知識と技術 3 インテークワーク技術 4 隠されたニーズの発見
			2 ソーシャルワークとケアマネジメント（介護支援サービス）	—
			3 ソーシャルワーク（社会福祉専門援助技術）の概要	1 個別援助技術（ソーシャルケースワーク） 2 集団援助技術（ソーシャルグループワーク） 3 地域援助技術（コミュニティワーク）
			4 接近困難事例への対応	1 援助困難事例への対応 2 接近困難事例と問題状況の分類 3 接近困難事例の理解とアプローチ
		3. 総論Ⅲ 臨死編	1 チームアプローチの必要性および各職種の役割	—
			2 高齢者のターミナルケアの実際、家族へのケア	1 事例の概要 2 在宅での看取りの成立条件 3 在宅ホスピスにおける症状緩和 4 死の教育 5 在宅ホスピスとQOL
			3 死亡診断	1 死亡に医師が立ち会っているとき 2 医師が立ち会っていないとき 3 精神面からみたターミナルケア
	5. 高齢者支援展開論（居宅サービス事業各論）	1. 訪問介護方法論	1 訪問介護の意義・目的	—
			2 訪問介護サービス利用者の特性	—
			3 訪問介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと訪問介護	—
		2. 訪問入浴介護方法論	1 訪問入浴介護の意義・目的	—
			2 訪問入浴介護利用者の特性	—
			3 訪問入浴介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと訪問入浴介護	—
		3. 訪問看護方法論	1 訪問看護の意義・目的	—
			2 訪問看護サービス利用者の特性	—
			3 訪問看護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと訪問看護	—
		4. 訪問リハビリテーション方法論	1 訪問リハビリテーションの意義・目的	—
			2 訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—
			3 訪問リハビリテーションの内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと訪問リハビリテーション	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
		5. 居宅療養管理指導方法論	1 医学的管理サービスの意義・目的	―
			2 医学的管理サービス利用者の特性	―
			3 介護支援サービスと医学的管理サービス	―
			4 口腔管理―歯科衛生指導の意義・目的	―
			5 口腔管理―歯科衛生指導利用者の特性	―
			6 介護支援サービスと口腔管理―歯科衛生指導	―
			7 薬剤管理指導の意義・目的	―
			8 薬剤管理指導利用者の特性	―
			9 介護支援サービスと薬剤管理指導	―
		6. 通所介護方法論	1 通所介護の意義・目的	―
			2 通所介護サービス利用者の特性	―
			3 通所介護の内容・特徴	―
			4 介護支援サービスと通所介護	―
		7. 通所リハビリテーション方法論	1 通所リハビリテーションの意義・目的	―
			2 通所リハビリテーションサービス利用者の特性	―
			3 通所リハビリテーションの内容・特徴	―
			4 介護支援サービスと通所リハビリテーション	―
		8. 短期入所生活介護方法論	1 短期入所生活介護の意義・目的	―
			2 短期入所生活介護サービス利用者の特性	―
			3 短期入所生活介護の内容・特徴	―
			4 介護支援サービスと短期入所生活介護	―
		9. 短期入所療養介護方法論	1 短期入所療養介護の意義・目的	―
			2 短期入所療養介護サービス利用者の特性	―
			3 短期入所療養介護の内容・特徴	―
			4 介護支援サービスと短期入所療養介護	―
		10. 特定施設入居者生活介護方法論	1 特定施設入居者生活介護の意義・目的	―
			2 特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	―
			3 特定施設入居者生活介護の内容・特徴	―
			4 介護支援サービスと特定施設入居者生活介護	―

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
		11. 福祉用具及び住宅改修方法論	1 福祉用具の意義・目的	―
			2 福祉用具利用者の特性および福祉用具の機能、使用法	―
			3 福祉用具の内容・特徴	―
			4 介護支援サービスと福祉用具	―
			5 住宅改修の意義・目的	―
			6 住宅改修利用者の特性および住宅改修の機能、使用法	―
			7 住宅改修の内容・特徴	―
			8 介護支援サービスと住宅改修	―
	6. 高齢者支援展開論(地域密着型サービス事業各論)	1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護方法論	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の意義・目的	―
			2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の特性	―
			3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容・特徴	―
		2. 夜間対応型訪問介護方法論	1 夜間対応型訪問介護の意義・目的	―
			2 夜間対応型訪問介護の利用者の特性	―
			3 夜間対応型訪問介護の内容・特徴	―
		3. 地域密着型通所介護方法論	1 地域密着型介護の意義・目的	―
			2 地域密着型介護の利用者の特性	―
			3 地域密着型介護の内容・特徴	―
		4. 認知症対応型通所介護方法論	1 認知症対応型通所介護の意義・目的	―
			2 認知症対応型通所介護の利用者の特性	―
			3 認知症対応型通所介護の内容・特徴	―
		5. 小規模多機能型居宅介護方法論	1 小規模多機能型居宅介護の意義・目的	―
			2 小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	―
			3 小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	―
		6. 認知症対応型共同生活介護方法論	1 認知症対応型共同生活介護の意義・目的	―
			2 認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	―
			3 認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	―
		7. 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論	1 地域密着型特定施設入居者生活介護の意義・目的	―
			2 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の特性	―
			3 地域密着型特定施設入居者生活介護の内容・特徴	―
		8. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論	1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の意義・目的	―
			2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者の特性	―
			3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容・特徴	―
		9.複合型サービス方法論	1 複合型サービスの意義・目的	―
			2 複合型サービスの利用者の特性	―
			3 複合型サービスの内容・特徴	―
	7. 高齢者支援展開論(介護予防サービス事業各論)	1. 介護予防訪問入浴介護方法論	1 介護予防訪問入浴介護の意義・目的	―
			2 介護予防訪問入浴介護利用者の特性	―
			3 介護予防訪問入浴介護の内容・特徴	―
			4 介護予防支援サービスと介護予防訪問入浴介護	―

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
		2. 介護予防訪問看護方法論	1 介護予防訪問看護の意義・目的	―
			2 介護予防訪問看護サービス利用者の特性	―
			3 介護予防訪問看護の内容・特徴	―
			4 介護予防支援サービスと介護予防訪問看護	―
		3. 介護予防訪問リハビリテーション方法論	1 介護予防訪問リハビリテーションの意義・目的	―
			2 介護予防訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	―
			3 介護予防訪問リハビリテーションの内容・特徴	―
			4 介護予防支援サービスと介護予防訪問リハビリテーション	―
		4. 介護予防居宅療養管理指導方法論	1 医学的管理サービスの意義・目的	―
			2 医学的管理サービス利用者の特性	―
			3 介護予防支援サービスと医学的管理サービス	―
			4 口腔管理―歯科衛生指導の意義・目的	―
			5 口腔管理―歯科衛生指導利用者の特性	―
			6 介護予防支援サービスと口腔管理―歯科衛生指導	―
			7 薬剤管理指導の意義・目的	―
			8 薬剤管理指導利用者の特性	―
			9 介護予防支援サービスと薬剤管理指導	―
		5. 介護予防通所リハビリテーション方法論	1 介護予防通所リハビリテーションの意義・目的	―
			2 介護予防通所リハビリテーションサービス利用者の特性	―
			3 介護予防通所リハビリテーションの内容・特徴	―
			4 介護予防支援サービスと介護予防通所リハビリテーション	―
		6. 介護予防短期入所生活介護方法論	1 介護予防短期入所生活介護の意義・目的	―
			2 介護予防短期入所生活介護サービス利用者の特性	―
			3 介護予防短期入所生活介護の内容・特徴	―
			4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所生活介護	―
		7. 介護予防短期入所療養介護方法論	1 介護予防短期入所療養介護の意義・目的	―
			2 介護予防短期入所療養介護サービス利用者の特性	―
			3 介護予防短期入所療養介護の内容・特徴	―
			4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所療養介護	―

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
		8. 介護予防特定施設入居者生活介護方法論	1 介護予防特定施設入居者生活介護の意義・目的	―
			2 介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	―
			3 介護予防特定施設入居者生活介護の内容・特徴	―
			4 介護予防支援サービスと介護予防特定施設入居者生活介護	―
		9. 介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論	1 介護予防福祉用具の意義・目的	―
			2 介護予防福祉用具利用者の特性および介護予防福祉用具の機能、使用法	―
			3 介護予防福祉用具の内容・特徴	―
			4 介護予防支援サービスと介護予防福祉用具	―
			5 介護予防住宅改修の意義・目的	―
			6 介護予防住宅改修利用者の特性および介護予防住宅改修の機能、使用法	―
			7 介護予防住宅改修の内容・特徴	―
			8 介護予防支援サービスと介護予防住宅改修	―
	8. 高齢者支援展開論(地域密着型介護予防サービス事業各論)	1. 介護予防認知症対応型通所介護方法論	1 介護予防認知症対応型通所介護の意義・目的	―
			2 介護予防認知症対応型通所介護の利用者の特性	―
			3 介護予防認知症対応型通所介護の内容・特徴	―
		2. 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論	1 介護予防小規模多機能型居宅介護の意義・目的	―
			2 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	―
			3 介護予防小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	―
		3. 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論	1 介護予防認知症対応型共同生活介護の意義・目的	―
			2 介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	―
			3 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	―
	9. 高齢者支援展開論(介護保険施設各論)	1. 指定介護老人福祉施設サービス方法論	1 指定介護老人福祉施設の意義・目的	―
			2 指定介護老人福祉施設サービス利用者の特性	―
			3 指定介護老人福祉施設の内容・特徴	―
		2. 介護老人保健施設サービス方法論	1 介護老人保健施設の意義・目的	―
			2 介護老人保健施設サービス利用者の特性	―
			3 指定介護老人保健施設の内容・特徴	―
		3. 指定介護療養型医療施設サービス方法論	1 指定介護療養型医療施設の意義・目的	―
			2 指定介護療養型医療施設サービス利用者の特性	―
			3 指定介護療養型医療施設の内容・特徴	―
			4 老人性認知症疾患療養病棟の意義・目的	―
			5 老人性認知症疾患療養病棟利用者の特性	―
			6 老人性認知症疾患療養病棟の特徴・内容	―
		4. 介護医療院サービス方法論	1 介護医療院の意義・目的	―
			2 介護医療院サービス利用者の特性	―
			3 介護医療院の内容・特徴	―

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
	10. 高齢者支援展開論（社会資源活用論）	1. 公的サービスおよびその他の社会資源導入方法論	1 自立支援のための総合的ケアネットワークの必要性	―
			2 社会資源間での機能や役割の相違	―
			3 フォーマルな分野とインフォーマルな分野の連携の必要性	―
四 要介護認定及び要支援認定に関する科目	11. 要介護・要支援認定特論	1. 要介護認定の流れ	1 要介護認定基準について	―
			2 認定調査	―
			3 主治医意見書	―
			4 一次判定の概略	―
			5 介護認定審査会における二次判定の概略	―
		2. 一次判定の仕組み	1 要介護認定等基準時間の推計の考え方	―
			2 要介護認定等基準時間の算出方法	―
		3. 二次判定の仕組み	1 二次判定の基本的方法	―
			2 介護認定審査会における審査・判定の手順	―
			3 二次判定のポイント	―

（注） この表に掲げる項目は、介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする。

別表３

身体障がい者等に対する受験特別措置について

身体に障がい等のある受験者には、受験者からの希望により【表１】～【表５】に掲げる特別の措置を行います。

【表１】視覚障がい

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">特別措置の
対象となる者</td><td colspan="5">特別に措置する事項（審査の上特別に措置が認められる事項）</td></tr>
<tr><td colspan="4">必　ず　措　置　す　る　事　項</td><td rowspan="2">受験者からの希望により特別に措置が認められる事項（例）　（注4）</td></tr>
<tr><td>解答方法</td><td>試験時間</td><td>試験室</td><td>試験室で用意されるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">日常生活で点字を使用している者
（注1）</td><td>点字による解答（注2）</td><td>１．5倍</td><td>別　室</td><td>点字問題冊子
点字用解答用紙</td><td>・音声試験問題（CD（ｺﾝﾊﾟｸﾄﾃﾞｨｽｸ））の併用 （注5）
・試験会場への乗用車での入構</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の強度の弱視者で良い方の眼の矯正視力が0．15未満の者</td><td>文字による解答（注3）</td><td>１．3倍</td><td>別　室</td><td>文字解答用紙</td><td rowspan="3">・拡大文字問題冊子の配布 （注6）
・拡大鏡等の持参使用
・窓側の明るい座席を指定
・照明器具の準備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記以外の視覚障がい</td><td>比較的重度のもの</td><td>文字による解答（注3）</td><td>一般受験者と同じ</td><td>別　室</td><td>文字解答用紙</td></tr>
<tr><td>上記以外のもの</td><td colspan="4">な　し
（一般受験者と同じ）</td></tr>
</table>

（注）　１．出題形式は、点字による出題とする。
　なお、特別に措置する事項の他、点字器等の持参使用、試験室までの付き添い者の同伴が認められる。
２．解答方法について、この方法によりがたい場合には、その他の適切な方法によることができる。
３．「文字による解答」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて文字解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法である。
４．最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項である。
５．「音声試験問題」は点字使用又は強度の弱視である場合に配布するもので、CD（ｺﾝﾊﾟｸﾄﾃﾞｨｽｸ）を用意する。なお、この場合、受験者は音楽 CD 再生機又は視覚障がい者用 CD 読書機を持ち込むものとする。
６．「拡大文字問題冊子」とは、文字の拡大率が一般試験問題の１．６倍（面積倍率２．７倍）の大きさの冊子である。

【表２】聴覚障がい

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上特別に措置が認められる事項）				
	必ず措置する事項				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項（例）（注1）
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	なし（一般受験者と同じ）				・手話通訳者の付与（注2） ・注意事項等の文書による伝達（注3） ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用
上記以外の聴覚障がい者	なし（一般受験者と同じ）				・注意事項等の文書による伝達（注3） ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用

（注）　１．最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項である。
２．「手話通訳者」とは、手話通訳士等で試験室において受験者に手話通訳を行う者のことである。
３．「注意事項の文書による伝達」とは、試験室で監督員が口頭で指示することをその都度文書にして配布するものである。

【表３】肢体不自由

特別措置の対象となる者		特別に措置する事項（審査の上特別に措置が認められる事項）				
		必ず措置する事項				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項（例）（注1）
		解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者		チェックによる解答（注2）	1．3倍	別室	チェック解答用紙	・介助者の付与（注3） ・試験室を1階に設定 ・洋式トイレに近接する試験室に指定 ・特製机の持参使用又は試験側での準備 ・車いすの持参 ・つえの持参使用 ・試験室までの付き添者の同伴 ・試験会場への乗用車での入構
両上肢の機能障がいが著しい者						
下肢の機能障がいにより歩行をすることができない者又は困難な者		なし（一般受験者と同じ）				
上記以外の肢体不自由	比較的重度のもの	チェックによる解答（注2）	1．3倍	別室	チェック解答用紙	
	上記以外のもの	なし（一般受験者と同じ）				

（注）　１．最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項である。
２．「チェックによる解答」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えてチェック解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法である。
３．「介助者」とは、試験室において受験者の介助を行う者のことである。

【表４】その他病弱者等

<table>
<tr><td rowspan="3">特別措置の
対象となる者</td><td colspan="4">特別に措置する事項（審査の上特別に措置が認められる事項）</td></tr>
<tr><td colspan="4">必　ず　措　置　す　る　事　項</td><td rowspan="2">受験者からの希望により特別に措置が認められる事項（例）
（注）</td></tr>
<tr><td>解答方法</td><td>試験時間</td><td>試験室</td><td>試験室で用意されるもの</td></tr>
<tr><td>慢性の胸部、心臓、腎臓疾患等の状態で6月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者</td><td colspan="4">な　　し
（一般受験者と同じ）</td><td>・別室の設定
・試験室を1階に設定
・つえの持参使用
・試験室までの付添者の同伴
・試験会場への乗用車での入構</td></tr>
</table>

（注）　最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項である。

【表５】障がい等を併せもつ者

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上特別に措置が認められる事項）
障がい等を併せもつ者	障がい又は病弱の種類・程度に応じ、【表１】～【表４】のそれぞれの該当の欄に記載の事項

（コピーをして使用してください）

提出書類チェック票

※①～⑦は全員が提出してください。
⑧・⑨は平成３０年度以降に「鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験」を受験された方は提出不要です。

提出される書類について、下記の事項を参考にして点検を行ってください。
（チェック内容の□にレをつけ、提出書類の不備がないかご確認ください。）

提出物	チェック内容	対象者
①受験申込書　（様式１） **②受験手数料払込受領証のコピー**	□希望の受験会場に○が付いていますか。 □身体障がい等による配慮の必要性はありませんか。 □現住所と住民票の住所は一致していますか。 □所持している法定資格に○が付いていますか。 □実務経験欄の記入をしていますか。実務経験証明書の内容と一致していますか。 □裏面中央に受験手数料払込受領証のコピーを貼付していますか。	全員
③住民票または住民票記載事項証明書	□受験者本人の住民票（原本）を添付していますか。 （マイナンバーの記載がある住民票は受付できません）	全員
④返信用定形封筒（110 円切手貼付） ※貼付忘れが多いです。	□封筒のサイズは適当ですか。 （長形３号:縦 23.5cm、横 12.0cm） □受験申込書と同じ住所・氏名が書かれていますか。 □110 円切手が貼付されていますか。	全員
⑤写真票（様式２） **⑥写真１枚**	□所定の様式に、カラー写真（縦 4cm×横 3 cm）をしっかり貼り、名前と生年月日を記入していますか。	全員
⑦提出書類チェック票	□この提出書類チェック票も提出してください。	全員
⑧実務経験証明書（様式３）	□見込み期間について、番号に○をつけていますか。 □被証明者の氏名は受験申込書と一致していますか。 □証明者の押印はありますか。 □受験に必要な業務期間、従事日数を満たしていますか。 □業務内容が書かれていますか。	注１を除く全ての方
⑨法定資格を証明する書類	□所持している法定資格等の証明書の写しが添付されていますか。	注１を除く資格保有者
※戸籍抄本	□受験申込書と証明書等の書類の名前が異なる場合、添付されていますか。（平成３０年度以降に鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験を受験された方で、受験時と氏名が異なる場合も添付が必要です。）	該当者のみ

注１：平成３０年度以降に鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験を受験された方は⑧・⑨の提出は不要です。
＊必ず、個人別（一つの封筒に一人分の申込書）にして封筒に入れてください。
＊書類に不備がある場合は受理できません。

受 験 申 込 書 記 入 上 の 注 意 事 項

受験申込書の記入に当たっては、次の事項に注意して、ボールペンを使用し、楷書で正確に記入してください。記入例(24 ページ)を参考にしてください。

1　「希望する受験会場」

希望する受験会場について、該当する数字を〇で囲んでください。特定の会場に受験希望者が集中した場合等は、申込者の了解を得た上で、受験会場の変更をお願いすることがあります。

2　「身体障がい等による受験に際しての配慮の必要性」欄

該当する番号を〇で囲んでください。
併せて、「特別措置申請書」を提出してください。
具体的な対応(試験時間の延長、別室の設定等)については、内容確認後、改めて通知します。
※「特別措置申請書」については、受験案内配布窓口にてお問い合せください。

3　一般的事項

（１）　※印(受験番号、申込番号)以外の部分は、漏れなく記入してください。
（２）　「名前・生年月日」欄は、住民票に記載されている内容を記入してください。
（３）　名前、住所等は、楷書で記入してください。
（４）　勤務先関係欄は、本試験の受験要件にかかわるものです。
　　本文P2の「3　対象者」の(1)「受験地」をご確認ください。
（５）　確認等を要する場合に連絡をとるため、**「平日昼間の連絡先」欄**を記入してください。

4　個別的事項

（１）「勤務先名称」欄

法人名から記入してください。

（２）「法定資格等」欄

該当する数字をすべて〇で囲んでください。受験資格の確認に必要となります。

（３）「実務経験」欄

①勤務先の変更等で勤務先が複数にわたる場合は、**受験に必要な実務経験期間を満たすのに該当となる勤務先すべて**記入してください。直近の勤務先で、定める実務経験期間を満たす場合は、直近の勤務先のみで構いません。
②当欄に記入した勤務先全てについて、各勤務先の実務経験証明書を添付してください。**実務経験証明書と内容が一致するようにご記入ください。**
③直近の業務期間最終は、**申込年月日**としてください。ただし、見込みの場合は、実務経験を満たす日まで記入してください。
④業務従事日数は、記入した業務(見込み)期間中の実従事日数を記入してください。
⑤合計の月数は、1箇月未満は切り捨てて計算してください。

記入例１　（様式１の記入例）

令和８年度鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

※受験番号	
※申込番号	

※上欄（受験番号・申込番号）は記入しないでください。

社会福祉法人
鳥取県社会福祉協議会長　　様

下記のとおり申し込みます。

申込年月日	令和８年６月１５日

※裏面中央に受験手数料払込受領証のコピーを貼付

希望する受験会場	(1) 東部会場　2 中部会場　3 西部会場
身体障がい等による受験に際しての配慮（希望する場合のみ、該当の番号を○で囲む）	1 視覚障がい　2 聴覚障がい　3 肢体不自由　4 病弱者　5 その他

フリガナ	カイゴ	ハナコ	生年月日
名前	姓 介護	名 花子	(昭和)・平成 ５０ 年 １ 月 ２７ 日

現住所（住民票住所）	〒６８０―０１９７　電話（０８５７）２２ － ×××× 携帯（ ０９０ ）△△△△ － △△△△ 鳥取県鳥取市国府町町屋　○○○―○ ！住所の記載忘れが多いです
就業状況	(1) 実務経験に該当する業務　2 実務経験に該当しない業務　3 就業していない
勤務先名称	※法人名から記入してください △△△△法人　×××××病院 ！法人名から記入してください
所在地	〒６８０―００１１　電話（０８５７）２６ － ×××× 鳥取県　鳥取市東町　○○○―○ ！住所の記載忘れが多いです
平日昼間の連絡先	(1) 勤務先　2 携帯　3 自宅　4 その他（電話：　　）

法定資格等

次の１～２１の法定資格等を有している場合は、その番号を○で囲み、免許証等の写しを提出すること。

1 医師　2 歯科医師　3 薬剤師　4 保健師　5 助産師　6 看護師
7 准看護師　8 理学療法士　9 作業療法士　10 視能訓練士　11 義肢装具士
12 歯科衛生士　13 言語聴覚士　14 あん摩マッサージ指圧師　15 はり師
16 きゅう師　17 柔道整復師　18 栄養士（管理栄養士を含む。）
19 社会福祉士　(20) 介護福祉士　21 精神保健福祉士

22 別表１に掲げる相談援助業務に従事

平成３０年度以降の鳥取県での受験の有無	１　受験した（　　年度）　(2) 受験していない ※１に○をした人は下記の「実務経験」欄を空欄にしてください。

実務経験

施設又は事業所の名称	業務（見込）期間	従事日数
① 特別養護老人ホーム○○○	H2５年４月１日～ H2８年３月９日（２年 11 月）	520 日
② 老人保健施設△△△	H2８年 10 月１日～H3１年３月 31 日（２年６月）	270 日
③ ×××××病院	R７年４月１日～ R８年５月 31 日（１年２月）	180 日
④	年　月　日～　年　月　日（　年　月）	日
⑤	年　月　日～　年　月　日（　年　月）	日
合計	（　６年　７月）	970 日

！実務経験証明書と内容が一致するようにご記入ください

※この申込書に記載されている個人情報については、この試験の運営管理のみに使用します。

様式１

（コピーをして使用してください）

令和８年度鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

※受験番号	
※申込番号	

※上欄（受験番号・申込番号）は記入しないでください。

社会福祉法人
鳥取県社会福祉協議会長　　様

下記のとおり申し込みます。

申込年月日	令和　　年　　月　　日

※裏面中央に受験手数料払込受領証のコピーを貼付

希望する受験会場	１　東部会場　　２　中部会場　　３　西部会場		
身体障がい等による受験に際しての配慮（**希望する場合のみ、**該当の番号を〇で囲む）	１ 視覚障がい　２ 聴覚障がい　３ 肢体不自由　４ 病弱者　５ その他		
フリガナ			生年月日
名前	姓	名	昭和・平成 年　　月　　日
現住所（住民票住所）	〒□□□―□□□□　電話　（　　）　－ 携帯　（　　）　－		
就業状況	１ 実務経験に該当する業務　２ 実務経験に該当しない業務　３ 就業していない		
勤務先名称	※**法人名**から記入してください		
所在地	〒□□□―□□□□　電話（　　）　－ 鳥取県		
平日昼間の連絡先	１　勤務先　２　携帯　３　自宅　４　その他（電話：　　）		

法定資格等	次の１～２１の法定資格等を有している場合は、その番号を〇で囲み、免許証等の写しを提出すること。 1 医師　2 歯科医師　3 薬剤師　4 保健師　5 助産師　6 看護師 7 准看護師　8 理学療法士　9 作業療法士　10 視能訓練士　11 義肢装具士 12 歯科衛生士　13 言語聴覚士　14 あん摩マッサージ指圧師　15 はり師 16 きゅう師　17 柔道整復師　18 栄養士（管理栄養士を含む。） 19 社会福祉士　20 介護福祉士　21 精神保健福祉士
	22 別表１に掲げる相談援助業務に従事

平成３０年度以降の鳥取県での受験の有無	１　受験した（　　年度）　２　受験していない ※１に〇をした人は下記の「実務経験」欄を空欄にしてください。

実務経験	施設又は事業所の名称	業務（見込）期間 ※実務経験証明書と内容が一致するようにご記入ください。	従事日数
	①	年　月　日～　年　月　日（　年　月）	日
	②	年　月　日～　年　月　日（　年　月）	日
	③	年　月　日～　年　月　日（　年　月）	日
	④	年　月　日～　年　月　日（　年　月）	日
	⑤	年　月　日～　年　月　日（　年　月）	日
	合計	（　　年　　月）	日

※この申込書に記載されている個人情報については、この試験の運営管理のみに使用します。

記入例２　（様式２の記入例）

写真票にも、必ず名前と生年月日等を記入し、写真を貼り付けてください。
写真は、とれないように、全面にのり付けして、しっかりと貼り付けてください。

令和８年度鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験

写　　真　　票

※ 受験番号	
※ 申込番号	
フリガナ 名　　前	カイゴ　　ハナコ 介護　花子
生年月日	昭和・平成 ５０年　１月　２７日生

※印欄（受験番号・申込番号）には記入しないでください。

令和　８年　６月　撮影

写真は、受験申込前**6か月以内**に、無帽で正面から上半身を撮影した、
縦4cm×横3cmの背景のないカラーの証明写真を使用してください。

様式２

（コピーをして使用してください）

令和８年度鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験

写　　真　　票

※ 受験番号	
※ 申込番号	
フリガナ 名　　前	
生年月日	昭和・平成 年　　月　　日生

※印欄（受験番号・申込番号）には記入しないでください。

カラー写真貼付
（4cm×3cm）

上半身無帽
正面向き

6か月以内に
撮影したもの

令和　　年　　月　撮影

実務経験証明書　記入上の注意

証明権限を有する方へ（記入前に必ずご覧ください）

1　この証明書は、**必ず証明権限を有する方が全て記入**してください。**受験申込者が自書した場合は無効**となりますのでご注意ください。一部でも受験申込者が自書したと疑われる箇所がある場合は、再提出をお願いすることがあります。

※実務経験証明書について、虚偽又は不正の事実が発覚した場合は、試験日前であれば受験を認めず、合格者であれば合格を取り消しますのでご注意ください。

2　被証明者の名前は、住民票に記載されている**証明書作成時の名前**を記入してください。

3　業務期間欄は、実務経験被証明者が要援護者に対する対人の直接的な援助を行った期間を記入してください。

※資格に基づく業務は、当該免許等の登録年月日以降の業務期間を記入してください。

4　受験申込者の職種名は、通称ではなく人員配置基準に基づく公的な名称を記入してください。

5　受験申込者の業務内容が、**当該受験資格の対象業務**であることを確認のうえ、「介護業務」、「看護業務」、「相談援助業務」など具体的な業務内容を記入してください。業務内容が法定資格等に基づくものではない場合や、本来の業務以外が含まれている場合は実務経験として認められませんのでご注意ください。（例：法定資格が「社会福祉士」で業務内容が「介護業務」など）

6　証明書の内容を訂正する場合は、必ず証明者印（職印）による訂正をお願いいたします。修正テープ等の使用や被証明者の個人印による修正は無効です。

7　見込期間の記入は「証明年月日」と「業務期間の最終日」によりご判断ください。

選択欄	見込期間の状況
見込期間なし	業務期間の最終日が、証明年月日より前の場合
見込期間あり	業務期間の最終日が、証明年月日より後の場合 ※証明年月日までに業務期間または従事日数が満たない場合でも、試験日の前日までに満たすことが出来れば受験の申込みが可能です。この場合、**見込期間経過後に「見込期間満了」の実務経験証明書の提出が必要**です。
見込期間満了	「見込期間あり」の証明書を提出後に見込期間を満たした場合 ※受験の申込時に「見込期間あり」の実務経験証明書を提出した場合は、当該見込期間を満たした後、「見込期間満了」の実務経験証明書の提出が必要です。 提出期限：**令和８年１０月２２日（木）**（当日消印有効）

8　実務経験証明書は、ページの様式をコピーをして使っていただくか、鳥取県社会福祉協議会のＨＰからダウンロードできます。

記入例３　（様式３の記入例）

受験申込者による自書無効
全て証明者が記入してください

実務経験証明書

（1）見込期間なし・２見込期間あり・３見込期間満了

令和８年６月 15 日

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会長　様

証明者の所在地　鳥取市△△町××－×

証明者の名称　特別養護老人ホーム○○○

代表者名　施設長　○○　○○　印

（電話番号）
（担当者名）

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

被証明者	名　　前	鳥取　太郎	生年月日	（昭和）平成　６０年１月２７日
施設又は事業所の種別・名称		（事業所の種別）特別養護老人ホーム	（事業所の名称）特別養護老人ホーム○○○	
施設又は事業所の所在地		〒680-□□□□ 鳥取市△△町××－×		
業　務　内　容		（職種名）介護職員 通称ではなく、人員配置基準に基づく公的な名称を記入してください	（業務内容）介護業務	
業　務　期　間		※資格に基づく業務は当該免許等の登録年月日以降の期間をご記入ください。 平成３１年 ４月 １５日 ～ 令和 ８年 ５月１４日（　７年１月）		
上記のうち業務に従事した日数		１３２０　日 （休日、休暇、研修、休職等で業務に従事しなかった日は除いてください）		

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の39第1項第2号により**不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録を削除する**旨の規定が定められていますのでご留意ください。

※証明書の内容に不明な点がある場合は、証明書作成にあたっての（上記）担当者に内容についての照会、確認を行うことがあります。

※この証明書に記載されている個人情報については、この試験の運営管理のみに使用し、保管期限終了後は適正な方法で破棄します。

様式３　（コピーをして使用してください）

受験申込者による自書無効
全て証明者が記入してください

実務経験証明書

１見込期間なし・２見込期間あり・３見込期間満了　　令和８年　　月　　日

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会長　様

証明者の所在地
証明者の名称
代表者名
印

（電話番号）
（担当者名）

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

被証明者	名　　前		生年月日	昭和 年　月　日 平成
施設又は事業所の種別・名称		（事業所の種別）	（事業所の名称）	
施設又は事業所の所在地		〒　－		
業　務　内　容		（職種名） 通称ではなく、人員配置基準に基づく公的な名称を記入してください	（業務内容）	
業　務　期　間		**※資格に基づく業務は当該免許等の登録年月日以降の期間をご記入ください。** 年　月　日 ～　　年　月　日（　年　月）		
上記のうち業務に従事した日数		日 （休日、休暇、研修、休職等で業務に従事しなかった日は除いてください）		

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の39第1項第2号により**不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録を削除する**旨の規定が定められていますのでご留意ください。

※証明書の内容に不明な点がある場合は、証明書作成にあたっての（上記）担当者に内容についての照会、確認を行うことがあります。
※この証明書に記載されている個人情報については、この試験の運営管理のみに使用し、保管期限終了後は適正な方法で破棄します。

様式４

（コピーをして使用してください。）

令和８年度鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書
記　載　事　項　変　更　届

令和　　年　　月　　日

フリガナ		
名　　前 （申込時）	（姓）	（名）
受験番号		
生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日	

次のとおり、申込書記載の事項に変更がありました。
（該当する項目の数字を〇で囲んで記載してください。）

１　名前に変更のある受験者（※必ず戸籍抄本（原本）を添付してください。）

フリガナ		
名　　前	（姓）	（名）

２　住所に変更のある受験者（※必ず住民票（原本）を添付してください。）

旧住所	住　　所	〒　　－
	電話番号	
新住所	住　　所	〒　　－
	電話番号	

３　その他に変更・訂正がある受験者

旧	
新	

記載されている個人情報については、この試験及び実務研修の運営管理のみに使用します。

★試験に関するＱ＆Ａ

【申込みに関すること】

Q1　私は、受験資格に該当する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の生活相談員として、兵庫県内の施設で5年以上かつ900日以上勤務しています。受験申込日現在、鳥取県在住ですが、受験地はどちらになりますか。

Ａ１　設問の場合は、兵庫県内で受験資格に該当する業務に従事しているので、兵庫県受験となります。
　受験地は、受験申込日現在、受験資格に該当する業務の勤務地によって決まります。
　鳥取県受験となるのは、受験申込日現在、①鳥取県内で受験資格に該当する業務に従事している場合、もしくは、②受験資格に該当する業務に従事していないが鳥取県在住の場合です。（P.2参照）

【受験資格に関すること】

Q2　私は、介護福祉士の資格を持ち、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で身体介護業務に5年以上かつ900日以上従事しています。この場合、介護福祉士としての受験資格に該当しますか。

Ａ２　はい、該当します。介護福祉士の業務は、「専門的知識及び技術をもって、身体上の又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと」（社会福祉士及び介護福祉士法第２条）とされています。設問の場合、介護福祉士の資格に基づく直接的な対人援助業務に該当するため、実務経験に参入することができます。

Q3　私は、薬剤師の免許を持ち、製薬会社で5年間、医薬品の研究業務を行っています。この場合、受験資格に該当しますか。

Ａ３　国家資格を有していても、 教育業務、研究業務、事務、営業など要援護者に対する直接的な対人援助業務を行っていない期間は、受験に必要な実務経験として認められません。よって、この場合は受験することができません。
　なお、薬剤師の業務は、調剤、医薬品の供給等をつかさどること（薬剤師法第1 条）とされていますので、薬局での処方箋による調剤業務、薬店での一般用医薬品に対する薬事指導を行う場合に受験資格に該当し、化粧品・ 雑貨等の販売のみを行っている場合については受験資格に該当しません。

> 【注意】受験資格に該当する国家資格等に基づく業務は、すべて要援護者に対する直接的な援助が当該者の業務として位置づけられていることが必要です。
> 要援護者に対する対人援助業務を行っていない期間は、受験に必要な実務経験として認められません。

Q4　私は、栄養士の免許を持ち、民間企業の社員食堂で献立作成や調理をしています。この場合、受験資格に該当しますか。

Ａ４　栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています（栄養士法第1 条）。献立作成やメニュー開発、調理業務、食器衛生管理は要援護者に対する直接的な対人援助業務でないため、受験に必要な実務経験として認められません。

Q5　私は、栄養士の免許を持ち、民間企業の営業部において粉ミルクの商品販売業務を行い、必要によって病院等で調乳方法の指導を行っています。この場合、受験資格に該当しますか。

Ａ５　設問の場合、 主たる業務が商品販売を目的とした営業業務であって、当該国家資格に基づく本来業務を行っていないため、実務経験として算入することはできません。

【実務経験証明書に関すること】

Q6　私は、看護師として4月1日に病院に採用され勤務していますが、看護師免許証に記載された免許交付日が4月28日の場合、実務経験としていつから算入できますか。

Ａ６　免許証交付日前の期間は算入できません。実務経験として算入できるのは4月28日からとなります。なお、登録日以前から准看護師の資格を持って看護業務を行っている場合については、看護師の免許証と合わせて准看護師の免許証を提出していただくことで、期間算入ができます。
【注意】受験資格に該当する国家資格等に基づく業務は、すべて資格の登録年月日以降の期間を算入します。

Q7　私は、訪問介護事業所で介護福祉士として勤務しています。業務は生活援助ですが、現場では必要によって身体介護も行っています。この場合、実務経験として算入できますか。

Ａ７　実務経験として算入できるのは、従事者（受験申込者）の主観ではなく、業務報告書などの客観的な資料により介護業務として証明される場合に限られます。

Q8　受験申込みにあたり、これまでの実務経験全てを申告する必要はありますか。

Ａ８　受験資格を満たす範囲で実務経験証明書を提出いただければ、全ての実務経験を申告いただく必要はありません。

Q9　従事日数は、8時間勤務でないと1日として計算されないのですか。

Ａ９　1日の勤務時間が短い場合についても、１日として計算します。

Q10　私は、看護師として5年間、病院で看護業務を行ってきましたが、その間に1年間育児休業を取得しました。この期間の取り扱いはどうなりますか。

Ａ１０　育児休業、病気休業、介護休業等の期間については、従事期間の算入対象とはなりません。欠勤や有給休暇も実務経験の日数には含まれません。ただし、産前産後休暇は従事期間の算入対象となります。

Q11　私は、申込時点では従事日数が不足しているのですが、いつまでの実務経験を算入することができますか。

Ａ１１　受験に必要な実務経験は試験日の前日まで算入可能です。申込みの時点では、「実務経験見込証明書」を提出し、受験資格に必要な従事期間及び従事日数を満たした時点で、速やかに確定した「実務経験証明書」を簡易書留郵便、または持参にて提出してください。提出期限までに書類の提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効になりますので、ご注意ください。
（提出期限は、令和８年１０月２２日（木）※当日消印有効です。）

Q12　私は、介護福祉士として介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で介護業務に3年間従事したあと、異動により生活相談員として相談援助業務に2年間従事しましたが、受験要件は満たされますか。その場合、勤務先は同じですが、実務経験証明書は2枚必要ですか。

Ａ１２　満たされます。Ｐ２の対象者の①と②を通算して５年以上の実務経験があればよいです。同一施設内で職種変更があった場合は、実務経験証明書の業務内容欄に、職種名・その職種における従事期間・従事日数・職務内容が詳細に記載されていれば1枚の実務経験証明書でかまいません。
　ただし、同一法人・同一会社内であっても複数の施設・事業所等を異動している場合は、お手数ですが、それぞれの施設・事業所ごとに実務経験証明書を作成してください。

Q13　私は個人開業で鍼灸院を営んでいます。実務経験証明書の証明はどうすればよいですか。

Ａ１３　個人開業のように、 証明者と受験申込者が同一の場合には、本人が発行する実務経験証明書とあわせて、保健所等が発行する開業許可証、開設届等（開設地及び開設年月日のわかる書類）の写しを添付してください。なお、介護保険の指定事業所開業において、証明者と被証明者（受験者）が同一の場合は、都道府県知事や市町村長が発行した指定通知書の写しを添付してください。

Q14　勤務していた事業所が廃業してしまったために、実務経験証明書が発行してもらえない場合は、どうすればよいのですか。

Ａ１４　事業所が廃業しても法人が継続していれば、法人に実務経験証明書を発行してもらいます。法人が継続していない場合でも、当時の責任者や相続人、破産管財人等、勤務実績が確認できる書類を保管している方に証明してもらえる場合は、以下の①～②の書類を提出していただければ、 実務経験として算入可能です。
① 実務経験証明書（保管書類を元に当時の責任者等に作成してもらってください。）
② 事業所の存在及び証明者を確認できる書類（公的機関に提出した事業所の「開設届」「廃業届」、法人の「登記簿謄本」等）

【提出書類に関すること】

Q15　私は、過去に実務経験証明書を提出し、資格審査を通過して鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験を受験しましたが、再度「実務経験証明書」、「法定資格を証明する書類」を提出しなければなりませんか。

Ａ１５　平成３０年度以降の鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験を受験された方は、提出不要です。申込書の「平成３０年度以降の鳥取県での受験の有無」欄に受験年度を記入してください。ただし、「見込み」で受験資格を得た後、期限までに必要書類を提出されなかった方は、受験申込及び試験は無効となりますので、再度提出が必要となります。
　平成２９年度以前に受験された方、他県で受験された方は提出が必要です。
　提出書類については、P5やP22「提出書類チェック票」で不備等が無いかをよく確認してから、ご提出ください。

Q16　看護師の合格通知があるので、これを免許証に代えて提出してもよろしいでしょうか。

Ａ１６　看護師免許は、「看護師籍」に登録された時点で資格を取得したことになりますので、合格通知では認められません。 登録後の免許証の写しを必ず提出してください。免許証に裏書きがある場合には、両面ともコピーをして、必ずその部分も提出してください。他の国家資格等も同様です。

Q17　介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行申請中のため、受験申込みまでに間に合いません。どうしたらよいですか。

Ａ１７　再発行の手続きを行ったことがわかる書類を添付してください。例えば、 再発行申請書の写しや、発行元が再発行申請書を受け取ったことを証する書類（受理証等）の写しなどです。
　なお、試験は『見込み』での受験申込みになりますので、登録証が届きましたら、すみやかにその写しを簡易書留郵便または持参にて提出してください。 提出期限までに書類の提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして受験は無効になりますのでご注意ください。
（提出期限は、令和８年１０月２２日（木）※当日消印有効です。）

Q18　住民票には、本籍が入っていなければいけませんか。

Ａ１８　いいえ。住民票は、現住所を確認するために使用します。よって、本籍が入っていなくてもよいです。

※個人情報保護により「マイナンバー」の入った住民票は受付できませんのでご注意ください。

Q19　私は、資格取得後に姓が変わったため、受験申込書と免許証に記載された姓が異なっています。どうしたらよいですか。

Ａ１９　婚姻等により、受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、その経過がわかる戸籍抄本の原本（6 か月以内発行のもの）を必ず添付してください。

Q20　受験申込後、婚姻により姓及び住所が変更になりました。届出は必要ですか。

Ａ２０　受験申込後に氏名、住所、勤務先等の変更が生じた場合は、「記載事項変更届」（P.３１の様式）を提出してください。氏名変更の場合は、その経過がわかる戸籍抄本（原本）も添付してください。

【その他】

Q21　鳥取県に受験を申込みますが、試験日の10月には岡山県へ転居する予定です。岡山県で受験できますか？

Ａ２１　受験申込をした都道府県が受験地です。申し込み後に受験地の変更はできません。